

～子どもの権利条約フォーラム2023・関連企画～

チェルノブイリ原発時事故で急増した小児甲状腺がんが福島でも350人を超えていることを知っていますか？



## 甲状腺がんとなった子ども の声をきく



福島原発事故以降、福島県内では350人もの子どもが甲状腺がんと診断され、手術を受けています。中には再発したり、肺転移したりしている子もいます。しかし、政府は、放射線被ばくとの因果関係を否定し、甲状腺スクリーニング検査のしすぎによるものだと主張しています。こうした風潮の中、がんの手術を受けた子どもたちは、声をあげることができません。それでも、甲状腺がんとなった若者7人が昨年立ち上がり、今、救済を求める裁判を闘っています。若い原告の声を聞き、私たちに何ができるか考えます。

**11月25日** 土  
**18:30~20:00**  
**(18:20開場)**

**会場：とよた市民活動センター研修室**

**住所：愛知県豊田市若宮町1丁目57-1 T-FACE A館 9階**

**定員：40人（お申し込み順）**

**\*定員に達した場合はお断りすることがあります。**

**お早めにお申し込みください。**



- ◆ 問題提起：田辺保雄さん（311子ども甲状腺がん裁判弁護団）
- ◆ 当事者の声：こはくさん（311子ども甲状腺がん裁判原告/18歳）
- ◆ 聞き手：白石草さん（OurPlanet-TV代表理事）
- ◆ コメント：杉浦宇子さん（弁護士・元愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員長）  
平野裕二さん（子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）運営委員）  
甲斐田万智子さん（国際子ども権利センター（シーライツ）代表理事）
- ◆ 司会：杉浦ひとみさん（311子ども甲状腺がん裁判弁護団・副団長）



お申し込みはこちら↑

主催： **311甲状腺がん  
子ども支援ネットワーク**

共催：こどものマイクけんきゅうかい／認定NPO法人OurPlanet-TV  
足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ/ソーシャル・ジャスティス基金  
協力：子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた実行委員会  
江戸川子どもおんぶず／特定非営利活動法人アークス仏教国際協力ネットワーク

## 会場へのアクセス

会場：とよた市民活動センター研修室

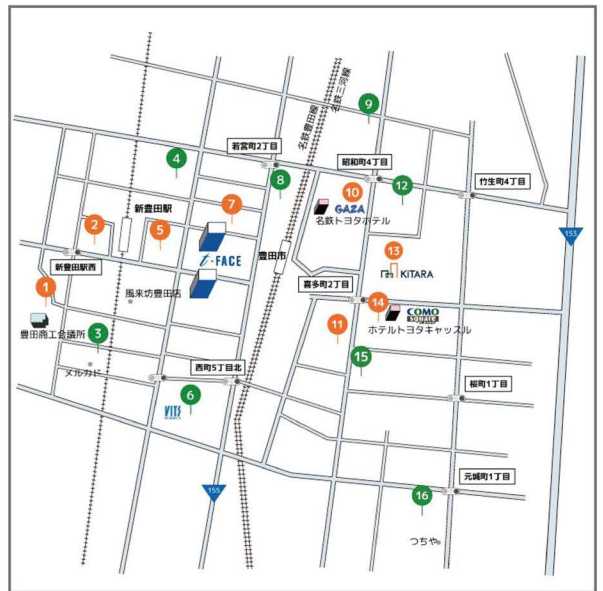
住所：愛知県豊田市若宮町1丁目57-1 T-FACE A館 9階

公共交通機関でお越しの方

- 地下鉄鶴舞線「豊田市駅行き」で、「豊田市駅」下車 徒歩1分
- 名鉄豊田線「豊田市駅行き」で、「豊田市駅」下車 徒歩1分
- 名鉄三河線「豊田市方面猿投行き」で、「豊田市駅」下車 徒歩1分
- 愛知環状鉄道「高蔵寺行き」で、「新豊田駅」下車 徒歩1分
- 愛知環状鉄道「岡崎行き」で、「新豊田駅」下車 徒歩1分

お車でお越しの方

- お車でお越しの際は、フリーパーキングサービス（ネズミのマーク）の駐車場にお停めください。認証条件を満たしていただくと、3時間または5時間まで無料サービスが受けられます。
- お車でお越しの際は、必ず入庫の際に受取った「駐車券」をご持参ください。



## 原告からみなさんへ

甲状腺検査の知らせが届くたびに必ず受診し、問題なしとの結果でした。だから手術が必要といわれた時は、頭が真っ白でした。何が起きたのかを知るために、私は戦います。 **ふゆき**

高校生の時に甲状腺がんの手術を受けました。その後再発、遠隔転移もあり、完治は難しい状態です。将来がとても不安で、結婚や出産など先の事は考えられません。この裁判が、他の甲状腺がんのみなさんの力になればと思います。 **あおい**

大学2年生の時に甲状腺がんと診断されました。何も聞いてもいないのに「原発事故とは関係がありません」と言われ、なぜそう言い切れるのだろう…と辛い気持ちになりました。この裁判で原因を明らかにし、現状を少しでも変えられたらなと思います。 **ちひろ**

今まで甲状腺がんにかかっていたことを誰にも言えずに苦しんできました。原発事故はまだ終わってはおらず、被害者である私たちが生きていく以上、続きます。この裁判をきっかけに世の中が少しでも良くなることを願っています。 **ゆうた**

中学2年生で甲状腺がんと言われ渡された時、私は驚きました。2度目の時は、驚くこともなくただただ残念に感じました。全摘をすると、半永久的に薬を飲まなくてはなりません。将来、健康な人と同じように安定した生活ができるように補償して欲しいです。 **こはく**

私は再発を含む手術を4回、アイソトープ治療を1回、計5回の手術および入院を経験しました。この裁判を通して自身が疾患した甲状腺がんと福島原発事故の因果関係を明確にし、同じような境遇で将来の生活に不安を抱える人たちの救いのきっかけになることを願っています。 **るい**

本当だったら飲まなくて良かった薬を、これからもずっと飲まなきゃいけない事、それは私にとって1番苦痛です。 **みつき**

### 今後の日程

第8回口頭弁論 2023年12月6日（水）14:00～東京地裁

第9回口頭弁論 2024年3月6日（水）14:00～東京地裁

第10回口頭弁論 2024年6月12日（水）14:00～東京地裁

「311子ども甲状腺がん裁判」は、東京電力福島第一原子力発電所事故当時、福島県内に居住し、現在、福島県と首都圏在住の男女7人が、事故に伴う放射線被ばくにより甲状腺がんを発症したとして、東京電力に損害賠償を求める裁判です。原告は事故当時6歳から16歳。7人のうち4人は、再発などに伴う手術で甲状腺を全摘し、進学や就職などにも大きな影響を受けています。

小児甲状腺がんは、100万人に年間1人～2人という希少な病気です。チェルノブイリ原発事故後に増え、事故との因果関係が認められました。

この教訓をうけて福島原発事故後、福島県では2011年から子どもたちへの甲状腺検査を始め、現在350人もの子どもが甲状腺がんと診断されています。

お問い合わせ

311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

【Eメール】 info@311support.net 【TEL】 03-3296-2724

\*なるべくメールにてお問い合わせください。



公式サイト